

○ 第1章 計画の策定にあたって ○

第1章 計画の策定にあたって

1 地域福祉とは

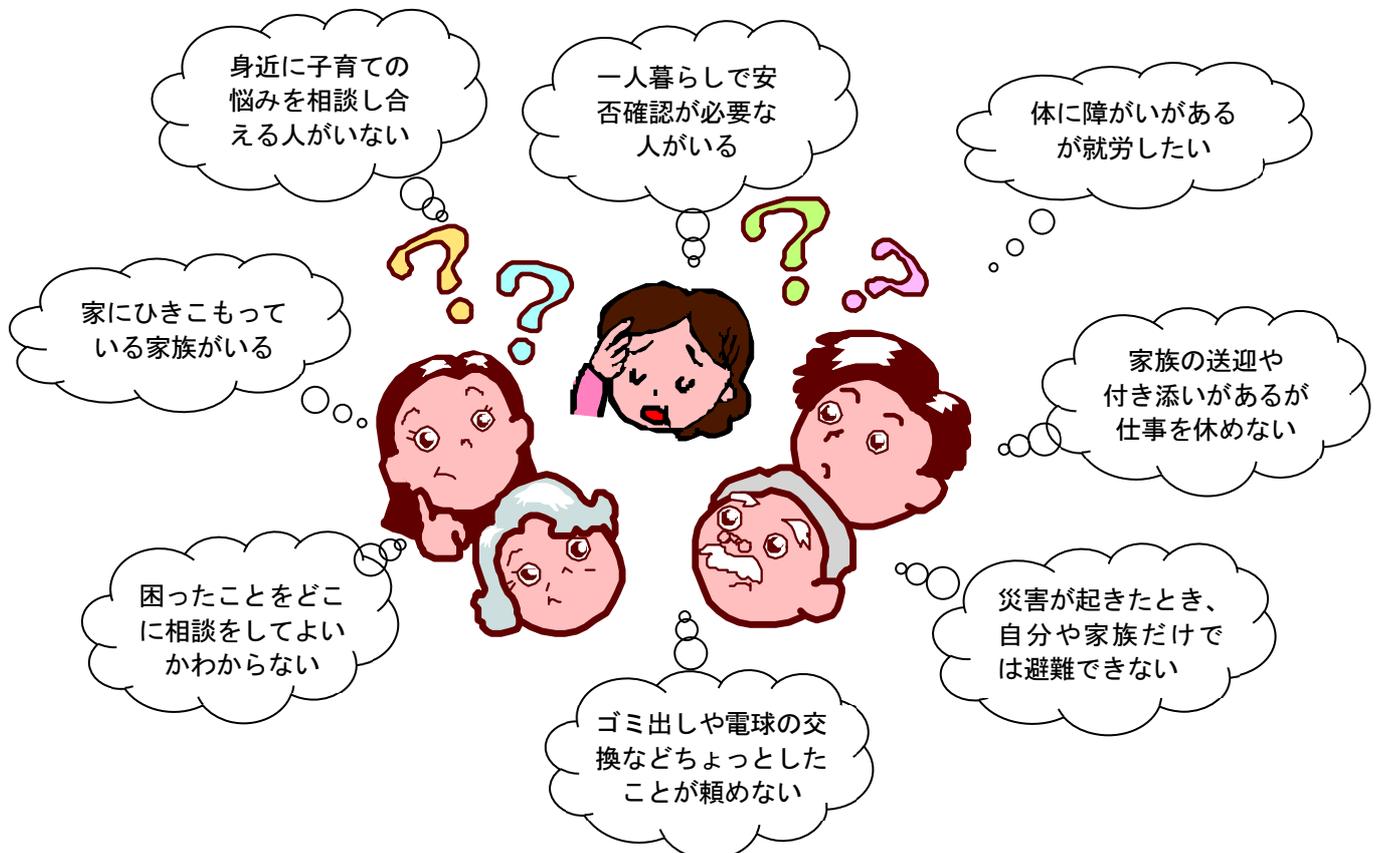
「地域福祉」とは、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もが住み慣れた地域の中で、自分らしくいきいきと安心して暮らせるように、『共に生き、支え合う地域づくり』をみんなで進めていくことです。地域の支え合いによる福祉といってもいいでしょう。

地域には、いろいろな「困った」を抱えた人々が生活しています。しかし、公的な福祉サービスだけでは全ての「困った」に対応することは難しく、地域の手助けが必要とされる課題が多くあります。

人と人の絆が失われつつあると言われて久しくなりますが『共に生き、支え合う地域づくり』のためには、「地域の人々は地域で支える」との考え方のもと、地域に住む一人ひとりが人と人のつながりを大切にし、お互いに助けたり助けられたりする関係や活動を、新たにつくりあげていく必要があります。

また、地域住民と町や福祉団体、福祉事業者、NPO、企業等地域のあらゆる主体が連携・協力しながら、地域の福祉力を高めていくことも必要です。

地域にはいろいろな「困った」を抱えた人が生活しています。



2 計画策定の背景と趣旨

現代の地域社会では、かつてのような近所付き合いや地域のつながりが希薄化している中で、世帯構成や生活様式の変化などを背景として「社会的孤立」が大きな課題となっています。地域のつながりの薄い“孤立”からは、高齢者の孤独死、子育て世帯の孤立、貧困の拡大、虐待などの大きな問題につながるケースもあります。また近年は「ひきこもり」「8050問題」「ヤングケアラー」といった新たな課題も健在化しており、法制度や行政サービスはもとより、地域のつながりによる支え合い・助け合いながら暮らしていく「我が事・丸ごと」の「地域共生社会の実現」が求められています。

町では、近年、アパート世帯が増えるとともに、若い世代、子育て世代が多く流入してきました。昔から町内に住んでいる方が多い地域と、転入者が多い地域では地域活動への参加状況に差が見られ、若い世代が多い地域では地域参加率が低くなっています。自治会加入率も下がっている状況であり、各字・自治会では魅力ある地域づくりに力を入れています。様々な価値観を持つ人が暮らす中で、組織にしばられることを拒む方々も見られます。

地域福祉は、町による「安心して暮らすための基盤整備推進」以上に、住民の「つながり」に対する「関心」、「意識」、「行動」が重要です。地域で安心して暮らすためには「つながり」が大切であり、必要であることを広め、住民が「地域の福祉力」となってもらえるように図ることが目的の一つです。

また、一人ひとりの困りごとや困難事例に目を向けると、課題は世帯の中で複雑に絡み合っている場合が多く、縦割りの支援ではなく、様々な部署や関係機関、地域が横断的・包括的に関わって対応することが必要となっています。本計画の策定では、上記のような状況を踏まえ、また、SDGsの観点に基づき、「地域共生社会の実現」と「誰一人取り残さない地域社会づくり」を踏まえた取り組みの推進が必要となっています。

このような中で、町と社会福祉協議会は関係機関等と連携し、平成26年3月策定の「第一次南風原町地域福祉推進計画」、令和2年3月には同計画の第二次計画を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。この度は、第二次計画の取り組み状況を点検し、「ちむぐるで笑顔あふれる福祉のまち」を実現するための新たな展開を掲げるため、第3次計画を策定しました。



地域共生社会とは

●制度や分野の「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、お互いに支えたり支え合ったりする「共に生きる」地域社会のこと



「我が事・丸ごと」

我が事

他人の困りごとにも「我が事」として受け止め、地域支え合いに参画すること。

丸ごと

「縦割り」での支援ではなく、分野を超えて世帯を「丸ごと」支援していく、つながりのある体制のこと。



地域共生社会の実現
誰一人取り残さない地域社会づくり

3 計画の対象

この計画は、年齢、性別、障がいの有無、国籍などにかかわらず、誰もがその人らしく自立し、いつまでも安心して暮らしていける地域づくりを目指す計画であり、町に暮らす全ての人々が対象となります。

また、地域福祉の担い手としては、地域住民をはじめ、地域の関係機関、社会福祉協議会、福祉サービス事業者、各種団体、ボランティア、事業所、学校、企業、社会福祉法人など、地域に所属する全ての人や組織等が対象となります。

4 地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的策定と計画の名称

「地域福祉計画」は、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するための行政計画であり、住民参加によって策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が呼びかけて、地域住民や福祉活動を行う団体等が「地域福祉の担い手」として、相互協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

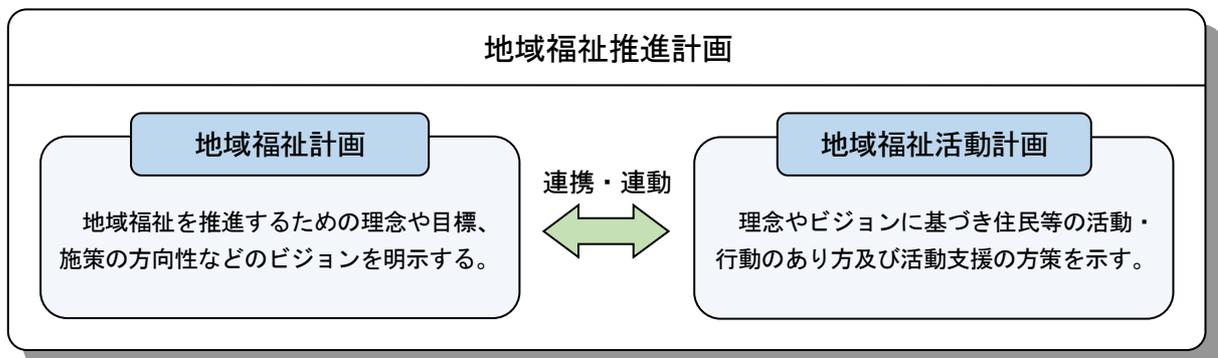
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、ともに住民等の参加を得て、地域福祉の推進を目指すものであり、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題や地域の支え合いの仕組みづくりなどの内容を共有します。また、それぞれの計画の実現を支援するための施策を盛り込むなど、相互に連携・補完し合う関係にあります。（地域福祉を推進する車の両輪のような関係にある）

このため、町における地域福祉の推進を図る上で、住民参加の促進と総合的かつ効果的な施策を推進していくには、町レベルの施策と民間レベルの活動・行動がより密接に連動した取り組みが重要であることから、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

また、両計画を一体的に策定した計画の名称を「地域福祉推進計画」とします。

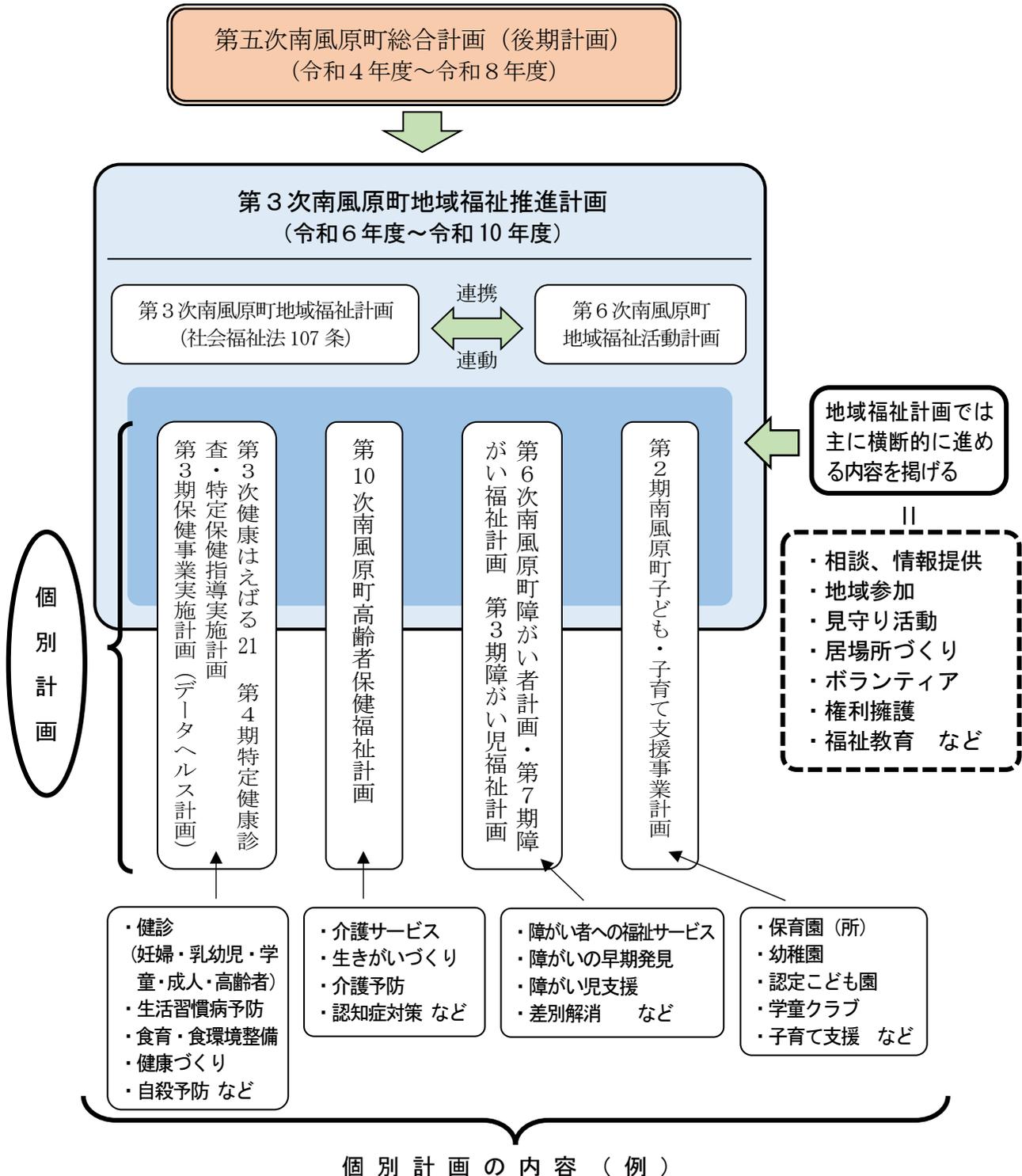
一体的策定における両計画の関係について、「地域福祉計画」では地域福祉を推進するための理念やビジョンを明示し、それを実行するための地域住民等の活動・行動のあり方及び活動等への支援のあり方を示すのが「地域福祉活動計画」となります。

○地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係



5 計画の位置づけ

- 本計画は、「第五次南風原町総合計画」を上位計画とし、総合計画における基本構想に即した、地域福祉の推進に関する事項について、具体的な方向性を示す計画です。
- 本計画は、高齢者、障がい者、児童、健康づくり及びその他関連する個別計画の施策を、円滑かつ効果的に推進していくための共通基盤の整備や福祉サービスの質的向上、公私協働のシステムづくりなど、包括的な支援を推進するための計画です。そのため、これらの計画との連携を図り、整合性を保ちます。



【本計画とSDGsとの関連】

■SDGs（持続可能な開発目標）

2015年9月、「国連持続可能な開発サミット」において採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた、2030年までの国際社会全体の目標です。

17のゴール(目標)と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な範囲に総合的に取り組むこととしています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



■本計画とSDGsの関連

本計画における取り組みを推進することで、SDGs(持続可能な開発目標)の「1. 貧困をなくそう」「2. 飢餓をゼロに」「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「16. 平和と公正をすべての人に」の8つのゴール(目標)につながるものと考えられます



6 策定において留意する事項

(1) 国の法制度や指針、通知等に基づいた策定

地域福祉計画の策定にあたっては、社会福祉法の第107条や国の指針で定める「地域福祉推進の理念」、「基本目標」及び「計画に盛り込むべき事項」に基づくとともに、地域の実情や特性を踏まえ、地域の福祉力の向上と地域課題の解決に向けた計画策定を行っています。

【地域共生社会の実現に向けた社会福祉法や関連する法制度改正】

- ①「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正する法律」(平成29年5月)
※地域共生社会の実現に向けた改革。介護保険事業計画では生活支援体制整備事業等の実施による地域支え合いの取り組みが進められた。
- ②「社会福祉法の改正」(平成30年4月)
※「包括的な支援体制の整備に係る事業に関する事項」が計画に盛り込むべき事項として追加。
※地域福祉計画が福祉分野の上位計画と位置づけられ、策定が努力義務化。
- ③「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和3年4月)
※地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する市町村における包括的な支援体制の構築を推進するため、「重層的支援体制整備事業」を創設。(1. 断らない相談支援 2. 参加支援 3. 地域づくりに向けた支援)

【国からの過去の通知】

- ①「計画策定指針の在り方について」(平成14年4月1日付通知より)
→平成29年12月12日社援1212第2号により廃止
- ②「要援護者の支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
(要援護者の把握や見守り等に関する事項/平成19年8月10日付)
- ③「高齢者等の孤立の防止について」
(高齢者の孤立防止や所在不明問題を踏まえた取り組み内容とすること/平成22年8月13日付)
- ④「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項」
(生活困窮者の把握や自立支援に関する事項/平成26年3月27日付)
- ⑤「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」
(社会福祉法の改正や包括的な支援体制の整備、地域福祉計画策定ガイドライン/平成29年12月15日付)

(2) 地域福祉計画策定ガイドライン

○社会福祉法改正を受けて、国では「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」を示しました(地域福祉計画への記載事項の追加等を踏まえて改定)。本計画策定においては、このガイドラインに基づくとともに、南風原町の実情、各種個別計画(関連計画)、新たに盛り込む項目等について検討・整理しながら、計画づくりを行いました。

※ただし、町が策定するほか計画において盛り込むべき事項が記載されている場合等は、以下の考え方にに基づき、項目の整理しています。

【国の地域福祉計画策定ガイドラインより】

市町村がすでに策定しているほかの計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、重なる部分について、その既定の計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができることとする。この場合において、ほかの計画の全部または一部をもって地域福祉計画の一部とみなす旨を、地域福祉計画の策定段階において明らかにしておくことが必要である。

【地域福祉計画に盛り込むべき事項について ー策定ガイドラインよりー】

1. 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(以下は、共通して取り組むべき事項の例)

- ア) 様々な課題を抱える者の就労や活動の場の確保等を目的とした福祉以外の分野との連携
(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)
- イ) 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ) 制度の狭間の課題への対応のあり方
- エ) 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ) 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ) 居住に課題を抱える者への横断的な支援のあり方
- キ) 就労に困難を抱える者への横断的な支援のあり方
- ク) 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援のあり方
- ケ) 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方
- コ) 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者または保護者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- サ) 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援のあり方
- シ) 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス) 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ) 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取り組みの推進
- ソ) 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ) 全庁的な体制整備

2. 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ア) 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備 イ) 支援が必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立 ウ) サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保 エ) 利用者の権利擁護 オ) 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策
3. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ (例) 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援 ・ (例) 社会福祉法人による「地域における公益的な取り組み」の推進
4. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> ア) 地域住民、ボランティア団体、NPO等の活動への支援 イ) 住民等による問題関心の共有化の動機づけと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進 ウ) 地域福祉を推進する人材の養成
5. 包括的な支援体制の整備に関する事項
<p>ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ウ) 地域住民等に対する研修の実施 <p>イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 <p>ウ 多機関の協働による市町村に置ける包括的な相談支援体制の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 支援関係機関によるチーム支援 イ) 協働の中核を担う機能 ウ) 支援に関する協議及び検討の場 エ) 支援を必要とする者の早期把握 オ) 地域住民等との連携

(3) 県計画との整合性

○県では「第2期沖縄県地域福祉支援計画」を令和4年3月に策定しており、基本理念に「地域住民等がともに支え合い、地域の一員として生きがいを持ちながら心豊かに暮らせる、誰一人取り残すことのない優しい社会の実現」を掲げるとともに、「安心して暮らせる地域づくり」、「地域福祉を支える担い手づくり」、「暮らしを支える福祉基盤づくり」、「市町村における体制づくりへの支援」を基本方向として、地域支え合いの推進や福祉セーフティネットの充実、包括的な支援体制の構築に対する支援などを計画に盛り込んでいます。本計画は、この計画との整合性も図り策定しています。

7 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年計画とします。

なお、今後の社会情勢の変化や関連法制度の動向などを踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

○計画の期間

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度～
第3次南風原町 地域福祉推進計画	→					→ 次期計画
					見直し	

8 計画の策定体制

(1) 計画策定のための組織体制

本計画の策定にあたっては、町(こども課)と社会福祉協議会が連携、協働して事務局を運営しました。また、計画の検討や審議等を行うための組織として、「地域福祉計画素案作成作業部会」、「地域福祉計画素案作成検討委員会」、「地域福祉計画策定委員会」を設置しています。

1) 地域福祉計画素案作成作業部会

町関係課の班長クラス、社会福祉協議会の担当で構成し、計画素案の検討及び各課が管轄する分野別計画との調整を図ります。

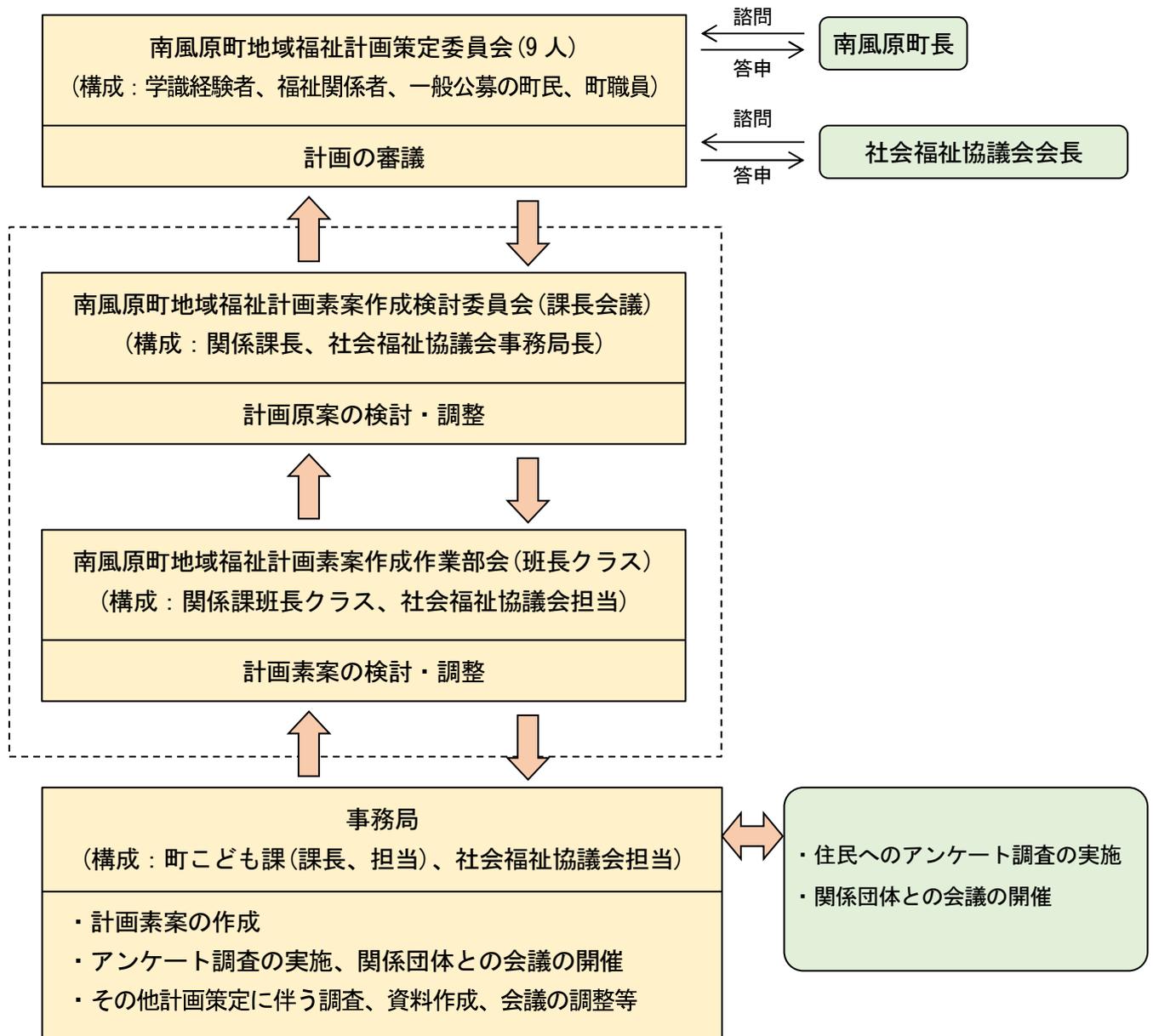
2) 地域福祉計画素案作成検討委員会

関係課長、社会福祉協議会事務局長で構成し、計画原案の検討及び関係課間の総合的な調整を図ります。

3) 地域福祉計画策定委員会

学識経験者、福祉関係者、公募による町民等で構成され、町長及び社会福祉協議会長より諮問を受け、計画の審議と答申を行います。

地域福祉計画策定のための組織体制図



(2) 計画策定のための関係団体アンケート・会議について

本計画は、住民の参画による策定を基本としています。広く住民の意見を反映させるために、住民アンケート調査、関係団体へのアンケート・会議、及び「地域福祉計画策定委員会」委員として一般町民の公募を行いました。また、町のホームページより計画素案に対するパブリックコメントを実施しています。

1) 住民アンケート調査（南風原町の地域福祉（活動）計画に関するアンケート調査）

①調査の目的

- ・第二次計画を策定するにあたり、住民の地域福祉に関する意識や地域活動等への参加状況、地域福祉推進における課題等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として住民アンケート調査を実施しました。

②調査の対象者

- ・本調査の対象者は、町内在住の20歳以上とし、町の住民基本台帳より3,100人を無作為に抽出。（令和4年12月時点）

③調査方法

- ・郵送による配布・回収及びWebアンケート

④調査期間

- ・令和5年2月2日～令和5年2月24日

⑤回収率

・調査対象者数：3,100件	総回収数：1,165件	回収率 37.6%
うち		
紙による調査の回収状況	回収数：784件	回収率 25.3%
Webによる回収状況	回収数：381件	回収率 12.3%

⑥設問

- ・基本的なことについて（小学校区、性別、年齢、職業、世帯構成、住宅の種類 など）
- ・地域との関わりについて（居住年数、自治会への加入、住みごころ、近所付き合い、孤立 など）
- ・困っていることや相談について（生活の不安、相談相手 など）
- ・福祉への関心と情報について（地域の福祉情報の入手方法 など）
- ・地域福祉の推進について（地域福祉を実現していく上での問題点、学びの機会の参加の有無、参加したい内容、福祉の充実で必要なこと）
- ・福祉サービスの利用について（不都合や不満の有無、内容 など）
- ・地域福祉に関連する用語について（社会福祉協議会、民生委員・児童委員の周知状況 など）
- ・成年後見制度等について（成年後見制度、日常生活自立支援事業の認知度 など）

2) 各字・自治会、民生委員・児童委員の声の把握

- ・地域福祉の推進において重要な担い手である各字・自治会や民生委員・児童委員の声を把握するため、小アンケートを行いました。

実施時期：令和5年8月

調査用紙の回収数：区・自治会長・・・14件　民生委員・児童委員・・・17件

<設問>

- ・地域活動での困りごと
- ・地域の支え合い、つながりづくりなど地域福祉の向上のために必要と思うこと
- ・地域福祉推進のための要望や提案など

3) 関係団体との会議

- ・関係団体との会議を開催し、地域福祉活動についての現状や課題把握とともに、今後の展開について意見交換しました。

回数	日程	対象	場所	参加人数
第1回目	6月28日(水)	赤十字奉仕団	14時/役場庁議室	13人
第2回目	8月31日(木)	民生委員・児童委員	14時/総合保健福祉防災センター	7人
第3回目	9月4日(月)	区長会	16時/役場庁議室	19人
第4回目	9月8日(金)	南風原町商工会	13時/商工会	7人

4) 策定委員会委員における公募委員数

- ・公募委員1名

5) パブリックコメント

- ・実施期間：令和5年10月11日～令和5年10月26日
- ・意見数：0件
- ・アクセス数：103件

